

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月28日

新潟市長 中原 八一

新潟市条例第48号

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第77号）の一部を次のように改正する。

第21条第4項中「社会福祉法」の次に「（昭和26年法律第45号）」を加える。

第28条第4項中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を修了した者を含む。以下同じ。））」を加える。

第39条第1号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）」を「都道府県知事」に改め、「卒業した者」の次に「（専門職大学前期課程を修了した者を含む。第53条第2項第1号及び第59条第1号において同じ。））」を加える。

第53条第2項第1号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同項第5号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する」に改め、「（学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。）」を削り、「教諭となる資格を有する者」を「教諭の免許状を有する者」に改め、同項第6号ア中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。））」を加える。

第59条第1号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同条第4号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。））」を加え、同条第9号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「教諭となる資格を有する者」を「教諭の免許状を有する者」に改める。

第101条第3号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、「卒業した者」の次に「（専門職大学前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第4号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第8号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「教諭となる資格を有する者」を「教諭の免許状を有する者」に改める。

附則第5条中「（昭和24年法律第147号）」を削る。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第21条第4項の改正規定、第39条第1号の改正規定（「地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）」を「都道府県知事」に改める部分に限る。）、第53条第2項第1号の改正規定、第59条第1号の改正規定及び第101条第3号の改正規定（「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める部分に限る。） 公布の日

(2) 前号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成31年4月1日